

特記仕様書(重要事項説明書)

工事名： 春日居福祉会館大規模改修工事(解体工事)

1. 施工条件明示事項について

当該工事の施工条件に関して、下記のとおり明示する。なお、下記の表に明示されていない事項及び明示の内容に疑義があるときは、発注者と協議するものとする。

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考	
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/>	他の工事の開始または完了の時期による影響	同一現場にて、別途工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)の実施を予定している。各請負業者、連携を密に取り合い工事を進めること。
	<input checked="" type="checkbox"/>	施工期間、施工時間及び施工方法の制限	工事期間中は閉館予定としている。R7.10月上旬～R9.3月下旬(予定) 解体工事期間:R7.10月上旬～R8.3月上旬(予定) 工事期間中に施設を利用する可能性がある場合は、利用者に影響のないよう対策を講ずること。民家、児童館、市役所施設が近接しているため振動・騒音・第三者災害に対し十分注意する。ゴミ集積場が隣接しているため(毎週月曜日・木曜日収集日)工事現場への立ち入りができないよう仮囲いを行う。
	<input checked="" type="checkbox"/>	関係機関等との協議による施工条件	市、施設管理者、工事関係者と定期に会議を行う。
	<input checked="" type="checkbox"/>	地元自治会等との打合せ協議	近隣住民、関係施設へ工事実施の周知、工事看板等による注意喚起を行う。
	<input checked="" type="checkbox"/>	週休2日について	本工事は、通期の週休2日制適用工事であり、その取扱いに当たっては、次の運用のとおりとする。(参照：3. 週休2日制について) 【積算適用補正率・・・通期の週休2日 労務費及び現場管理費の補正なし】
用地関係	<input type="checkbox"/>	工事用地等に関する条件	
	<input type="checkbox"/>	工所用仮設道路・資機材置場用の民有地等の借地	
	<input type="checkbox"/>	工事用地等の使用終了後における復旧内容	
周辺環境・保全関係	<input checked="" type="checkbox"/>	工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	周辺施設等は、通常稼働しているため工事車両等出入りや仮置き場などに十分に配慮すること。
	<input checked="" type="checkbox"/>	工事に伴う影響が懸念される場合(家屋調査等)	建屋北側の民家・東側児童館が近接しているため防音・振動対策を十分に実施すること。
	<input type="checkbox"/>	水替え・流入防止施設	
	<input type="checkbox"/>	濁水、湧水等の処理対策	汚濁水等周辺水路河川への流入がないよう十分に注意すること。
	<input type="checkbox"/>	地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間に関する事	
安全対策関係	<input checked="" type="checkbox"/>	交通安全施設等の指定	仮設安全設備を設置し十分に安全を確保し、工事箇所へ工事関係者以外の侵入がないようにすること。
	<input type="checkbox"/>	近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	<input checked="" type="checkbox"/>	工事関係車両等の出入り制限対策	工事関係車両等、出入りについては十分注意し、安全運転に努めること。
	<input checked="" type="checkbox"/>	交通誘導員及び保安施設、保安要員の配置	本工事において法定福利費を含む交通誘導警備員B(42人)を見込む。打合せ等を密に行い適切に保安施設等の配置を行うこと。
	<input type="checkbox"/>	有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	
工所用道路関係	<input checked="" type="checkbox"/>	工所用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	工事箇所出入りロゲートの施錠を完全に実施し第三者の侵入がないよう努めること。
	<input checked="" type="checkbox"/>	搬入路の使用及び使用後の処置	清掃・整理整頓を行い、道路の汚れがある場合清掃を行うこと。
	<input type="checkbox"/>	仮設道路の設置	
	<input type="checkbox"/>	一般道路の占用及び条件	
仮施設関係	<input type="checkbox"/>	仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用もしくは兼用	
	<input type="checkbox"/>	仮設備の構造及び施工方法の指定	
建設副産物関係	<input type="checkbox"/>	残土の受入及び仮置場所までの距離、時間等の処分条件	
	<input type="checkbox"/>	建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	<input checked="" type="checkbox"/>	建設副産物及び建設廃棄物の処理	

明示項目	明示事項		明示事項内容及び参考
障工 関事 係支	<input type="checkbox"/>	占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	
	<input type="checkbox"/>	本体工事との重複施工・重複箇所	
地盤 係改 良関	<input type="checkbox"/>	薬液注入工法の施工	
	<input type="checkbox"/>	その他の地盤改良の施工	
	<input type="checkbox"/>	周辺環境への調査	
その他	<input checked="" type="checkbox"/>	厳守事項	工事においては、信頼・品位を損なうような言動、行動を慎み誠実な対応を心がけること。
	<input type="checkbox"/>	工事現場発生品	
	<input type="checkbox"/>	支給材料及び貸与品	
	<input checked="" type="checkbox"/>	工事用水、電力等の指定	有償とする。
	<input type="checkbox"/>	異業種間の調整	
	<input checked="" type="checkbox"/>	その他	その他、細部については別途契約している工事監理業務委託業者(監理者)に従うこと

2. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日国総建第315号)三-(2)-③に基づき、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間として、下記のとおり実施するものとする。

①現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結の日の翌日から準備期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、発注者と協議の上、定めるものとする。

②専任を要しない期間の連絡体制、安全管理について

工事現場で実際、作業が行われていない期間においても、発注者との連絡体制の整備や必要に応じて現場の維持管理があることから、次の事項について打合せ協議簿で提出すること。

- (1)電話等により確実に現場代理人又は主任技術者等と連絡が取れること
- (2)緊急時(自然災害や事故等)に速やかに対応できる体制であること

専任を要しない期間であり、打合せ協議簿において協議した期間の途中であっても、上記について虚偽や抵触すると、専任を要しない期間を取消しするものとする。

③現場代理人の特例措置について

本工事において、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」(国土建土161号平成23年11月)に基づき、現場着手が開始されるまでの間について、「安全管理や工程管理などの工事現場の運営・取締り等が困難なものでないこと」かつ「発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること」のいずれも満たす場合については常駐義務を緩和するものとする。ただし、緩和を可能とできる条件としては前記並びに、同指針(2)-ア～ウについて全てを満たすことが確認できる資料を打合せ協議簿等で提出すること。

3、週休2日について

1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事である。

2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1)

①受注者は、次の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。

(2)

①受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

②対象期間内の現場閉所率が、28.5% (8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。

(3)

①「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4)

①「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4 監督職員は、受注者が作成する現場閉所の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

5 本工事は、対象期間の全体で4週8休以上(通期の週休2日)の現場閉所を行うことを前提として予定価格を作成している。労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)の補正及び現場管理費等の補正は行っていない。